

「火山情報等に対応した火山防災対策検討会」（第5回）議事概要について

1. 検討会の概要

日時：平成19年8月1日（水）14:00～16:30

場所：グランドアーク半蔵門 3階 「光」の間

出席者：田中座長、藤井座長代理、新谷、荒牧、池谷、池辺、石川、石原、岩田、香取、田鍋、山崎の各学識委員

内閣府加藤政策統括官、丸山官房審議官、上田参事官、鳥巢参事官、上杉参事官、池内参事官、消防庁金谷防災課長、国土交通省中野砂防計画課長、気象庁横田火山課長 他

2. 議事概要

火山噴火時において想定されるシナリオと防災対応等について、事務局より説明を行い、各委員にご議論頂いた。委員からの主なご意見は以下のとおり。

（主な意見）

噴火警戒レベルの発表を住民の避難に結びつけるオペレーションシステムの構築が重要な論点となる。

噴火現象が一気に進むケースも想定され、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って順番に推移するとは限らない。その旨誤解を生じさせないような説明をする必要がある。

住民の避難に必要な時間的な余裕を持って噴火警戒レベルを発表することができればよいが、現実問題として、一気に噴火警戒レベルが5（避難）になるなど、時間のない場合の備えも必要となる。

目に見えたり、体を感じるなどの具体的な現象がないと住民は避難を始めない傾向がある。このような現象の発現前に、噴火警戒レベルだけで住民の行動を促すには、平常時からの啓発活動により、住民の理解を得ておくことが必要である。

住民に対して誰が、どのような情報を、どのような方法で伝えるのかということを検討しておくことが重要である。

噴火警戒レベル等の火山の情報を確実に発表するには、十分な監視・観測体制の構築が必要である。この情報には、日頃からの調査研究活動の成果も生かされており、今後調査研究のさらなる充実が必要である。

様々な防災体制の検討には、それぞれの対策における所要時間を加味して、時間の余裕ある場合、余裕のない場合の検討をする必要がある。

市町村には、自分のエリアは自分で守るという重要な役割がある。このため、各市町村は、自らの庁舎で災害対策本部を立ち上げ執務を行うことになることから、合同本部等として共通の判断を下すためには、特に初期の段階においてテレビ会議システムによる議論が不可欠である。

合同本部の設置場所を予め定め、情報システム等を整備しておく必要がある。

火山が複数の県にまたがっている場合には、合同本部の役割が特に重要となる。

<連絡・問い合わせ先>

内閣府 地震・火山対策担当参事官 池内 幸司

同企画官 尾本 和彦

同参事官補佐 佐藤 豊

TEL：03-3501-5693（直通） FAX：03-3501-5199